

広島県告示第百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、世羅三原斎場組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）を令和三年四月一日から廃止する。

令和三年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦